

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規則

○北海道政策評価委員会規則	(政策推進評価課)	四
○札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則	(総務部総務課)	四
○北海道職員倫理規則の一部を改正する規則	(人事課)	五
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	五
○低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	九
○北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(環境生活部総務課)	九
○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(地域医療課)	一一
○北海道立衛生学院学則及び北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	(地域医療課)	一一
○北海道立網走高等看護学院学則の一部を改正する規則	(地域医療課)	一二
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則	(人材育成課)	一三
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(まちづくり推進課)	一三
○北海道立寒地住宅都市研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則	(建築指導課)	一四
○北海道職業能力開発審議会条例施行規則を廃止する規則	(人材育成課)	一六
○北海道水産業振興審議会条例施行規則を廃止する規則	(水産林務部企画調整課)	一六
○北海道林業振興審議会条例施行規則を廃止する規則	(水産林務部企画調整課)	一六
○北海道漁業及び水産加工業経営安定条例施行規則を廃止する規則	(水産林務部企画調整課)	一六
○北海道屋外広告物審議会規則を廃止する規則	(まちづくり推進課)	一七

○北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 一七

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 一八

公布された規則のあらまし

北海道政策評価委員会規則(規則第十七号)

一 趣旨

北海道政策評価条例(平成十四年北海道条例第一号)の制定に伴い、北海道政策評価委員会(以下「政策評価委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 政策評価委員会の会議の招集、定足数及び議決について定めることとした(第二条関係)。

2 基本評価等専門委員会、公共事業評価専門委員会及び研究評価専門委員会の設置所掌事項、組織、議決等について定めることとした(第三条関係)。

3 この規則に定めるもののほか、政策評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が政策評価委員会に諮って定めることとした(第五条関係)。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第十八号)

一 趣旨

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の改正に伴い宿泊施設の利用等に関し必要な事項を定めるとともに、検査手数料の額を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 条例第一条の規定により宿泊施設を利用しようとする者は、学長が定めるところにより、利用の申請をし、その承認を受けなければならないこととした(第一条の三第一項関係)。

2 1による利用の承認を受けた者は、当該利用の承認を受けた期間に係る使用料を当該利用を開始する日に納付しなければならないこととした(第一条の三第二項関係)。

3 病理組織迅速顕微鏡検査手数料の額を二万二千五十円から一万八千七百九十五円に引き下げ、病理組織顕微鏡検査手数料の額を八千六百円から九千二百四十円に

平成十四年三月二十九日 金曜日

二

引き上げることとした（別表関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則（規則第十九号）

一 趣旨及び内容

北海道職員の公務員倫理に関する条例等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十号）

一 趣旨

北海道税条例の改正に伴い、自動車税及び自動車取得税について所要の改正を行うとともに、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税及び自動車取得税の減免措置を講ずることとした（附則第二十三項及び第二十七項関係）。

2 道税収入の確保に係る執行体制を強化するため、徴収の引継ぎに関する規定を新たに設けることとした（第二十三条第四項関係）。

三 施行期日

この規則は、一部の規定を除き公布の日から施行することとした。

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）

一 趣旨及び内容

東京事務所税務課の廃止に伴い、課税免除等の権限の委任に係る規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第二十二号）

一 趣旨及び内容

北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の改正に伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

1 北海道立道民活動センター条例施行規則（平成三年北海道規則第九十号）

2 北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則（昭和五十七年北海道規則第九十七号）

3 北海道立ウタリ総合センター条例施行規則（平成三年北海道規則第九十五号）

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）

一 趣旨及び内容

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行に伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

1 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和三十七年北海道規則第五十二号）

2 北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則（昭和四十六年北海道規則第一百十号）

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道立衛生学院学則及び北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十四号）

一 趣旨及び内容

北海道立衛生学院条例の改正により学科の名称が変更されたことに伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

1 北海道立衛生学院学則（昭和三十七年北海道規則第二百二十三号）

2 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和三十七年北海道規則第五十二号）

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則（規則第二十五号）

一 趣旨及び内容

北海道立看護学院条例の改正により学科の名称が変更されたことに伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

1 北海道立網走高等看護学院学則（昭和四十五年北海道規則第四百二十二号）

2 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和四十七年北海道規則第二百二十三号）

3 北海道立釧路高等看護学院学則（昭和四十七年北海道規則第二百二十四号）

4 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和四十八年北海道規則第二百九号）

5 北海道立江差高等看護学院学則（平成十年北海道規則第三十七号）

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

一 趣旨

道立高等技術専門学院の訓練科の転換、廃止等を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 道立札幌高等技術専門学院の販売管理科（普通課程一年、入学定員三十人）を販売システム科（普通課程二年、入学定員二十人）に転換することとした（別表第一関係）。

2 道立札幌高等技術専門学院の〇Ａ事務科（普通課程一年、入学定員三十人）を廃止することとした（別表第一関係）。

3 道立札幌高等技術専門学院のブロック建築科をエクステリア技術科に名称変更することとした（別表第一関係）。

4 道立滝川高等技術専門学院の建築科（普通課程一年、短期課程一年）を入学定員四十人から三十人に、同学院のエクステリア技術科を普通課程一年短期課程一年入学定員三十人から短期課程一年入学定員二十人に、道立網走高等技術専門学院の土木施工管理科（普通課程一年）を入学定員三十人から二十人に、道立苫小牧高等技術専門学院の金属加工科（普通課程一年）を入学定員三十人から二十人に変更することとした（別表第一関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）

一 趣旨及び内容

北海道美しい景観のくにづくり条例及び職業能力開発促進法等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立寒地住宅都市研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則（規則第二十八号）

一 趣旨

北海道立寒地住宅都市研究所条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 研究所の名称等について規定の整備を行うこととした（第一条、第八条及び別記様式関係）。

2 建築基準法第六十八条の二十六第三項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価の申請の手続に関し必要な事項は、知事が定めることとした（第三条の二関係）。

3 使用料及び手数料の額を改定することとした（別表関係）。

4 その他所要の改正を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道職業能力開発審議会条例施行規則を廃止する規則（規則第二十九号）

一 趣旨及び内容

北海道職業能力開発審議会条例の廃止に伴い、北海道職業能力開発審議会条例施行規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道水産業振興審議会条例施行規則を廃止する規則（規則第三十号）

一 趣旨及び内容

北海道水産業振興審議会条例の廃止に伴い、北海道水産業振興審議会条例施行規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道林業振興審議会条例施行規則を廃止する規則（規則第三十一号）

一 趣旨及び内容

北海道林業振興審議会条例の廃止に伴い、北海道林業振興審議会条例施行規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道漁業及び水産加工業経営安定条例施行規則を廃止する規則（規則第三十二号）

一 趣旨及び内容

北海道漁業及び水産加工業経営安定条例の廃止に伴い、北海道漁業及び水産加工業経営安定条例施行規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道屋外広告物審議会規則を廃止する規則（規則第三十三号）

一 趣旨及び内容

平成十四年三月二十九日 金曜日

四

北海道美しい景観のくにづくり条例の一部改正により、北海道屋外広告物審議会が北海道美しい景観のくにづくり審議会に統合されたことに伴い、北海道屋外広告物審議会規則を廃止することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則（北海道公安委員会規則第二号）

一 趣旨及び内容

北海道地方警察職員の組織別定員の配分を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

規 則

北海道政策評価委員会規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第十七号

北海道政策評価委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、北海道政策評価条例（平成十四年北海道条例第一号。以下「条例」という。）第十九条及び第二十条の規定に基づき、北海道政策評価委員会（以下「政策評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第二条 政策評価委員会の会議は、会長が招集する。

2 政策評価委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 政策評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門委員会）

第三条 政策評価委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、これらの専門委員会の所掌事項は、政策評価委員会の所掌事項のうち、当該各号に定める事項とする。

一 基本評価等専門委員会 基本評価及び分野別評価（公共事業評価及び研究評価を除く。）に関すること。

二 公共事業評価専門委員会 公共事業評価に関すること。
三 研究評価専門委員会 研究評価に関すること。

2 専門委員会に属すべき委員及び参与は、会長が指名する。

3 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、当該専門委員会に属する委員が互選する。

5 委員長は、当該専門委員会の事務を掌理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 前条第二項及び第三項の規定は、専門委員会の会議に準用する。

8 第一項の規定により専門委員会が所掌する事項については、当該専門委員会の議決をもって政策評価委員会の議決とする。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 条例第四条に定める基本方針に関すること。

二 条例第十五条第二項に規定する政策評価の制度の在り方に関すること。

三 条例第二十一条第一項の規定により議会に提出する政策評価の結果に関すること。

（資料の提供等）

第四条 会長又は委員長は、政策評価委員会又は専門委員会の調査審議に当たり、必要があると認めるときは、当該議事に係る関係者、学識経験を有する者等に対し、資料の提供、説明の依頼その他の協力を求めることができるものとする。

（会長への委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、政策評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が政策評価委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第十八号

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則（昭和三十二年北海道規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（宿泊施設の利用）

第一条の三 条例第一条の規定により宿泊施設を利用しようとする者は、学長が定めるところにより、利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による利用の承認を受けた者は、当該利用の承認を受けた期間に係る宿泊施

設の使用料を当該利用を開始する日に納付しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、宿泊施設の利用に關し必要な事項は、学長が定める。

別表病理組織迅速顕微鏡検査の項中「二二、〇五〇円」を「一八、七九五円」に改め、同

表病理組織顕微鏡検査の項中「八、六一〇円」を「九、二四〇円」に改める。

別記第一号様式の三葉中「22,050円」を「18,795円」に、「8,610円」を「9,240円」に改

める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第十九号

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則

北海道職員倫理規則（平成十二年北海道規則第五百十八号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中、「新株引受権証券」を削り、「転換社債券又は新株引受権付社債券」

を「新株予約権証券又は新株予約権付社債券」に改める。

別記第三号様式中

分	土地等の事業所得	短期譲渡所得	長期譲渡所得	株式等の事業・譲渡所得
課税				

分	土地等の事業所得	短期譲渡所得	長期譲渡所得	株式等の事業・譲渡所得	商品先物取引の事業所得
課税					

を

に改める。

--	--	--

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第二十号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和二十九年北海道規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「支庁及び東京事務所」を「及び支庁」に改める。

第四条第一項中、「又は調査」を「又は検査」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二

項を次のように改める。

2 徴税吏員の身分を証明する証票は、本庁の徴税吏員にあつては知事が、支庁の徴税吏員

にあつては支庁長が交付するものとする。

第六条第一項を次のように改める。

第六条 徴収金の賦課徴収は、支庁長が行つものとする。ただし、地方消費税（貨物割に限

る。）及び道固定資産税に係るものについては、この限りでない。

第六条第二項中、「第一条第五号に規定する支庁以外の支庁及び道税事務所並びに東京事

務所」を「並びに第一条第五号に規定する支庁以外の支庁及び道税事務所」に改める。

第七条中「前条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第九条中「帳簿書類」の下に、「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

第十六条の三第二項中「東京事務所及び」を削り、同条第三項中「東京事務所の揭示場にあつては納税者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋敷、事務所又は事業所（以下本条及び第二十三条において「住所等」という。）が他の都府県に係るもの、支庁道税事務所の揭示場にあつては」を削り、「の住所等」を「の住所、居所、家屋敷、事務所又は事業所（第二十三条において「住所等」という。）」に改め、同条第四項を削る。

第二十三条第一項中、「（滞納者の住所等が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、

平成十四年三月二十九日 金曜日

六

茨城県又は栃木県の区域内にあるときは、知事」を削り、同条第二項中「（滞納者の財産の所在地が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県又は栃木県の区域内にあるときは、知事）」を削り、同条第三項中「（滞納者又はその者と特別の関係を有するものの住所等が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県又は栃木県の区域内にあるときは、知事）」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 支庁長は、知事が特に必要があると認め、当該支庁長に引継ぎを求めたときは、前三項及び第六十八条の七の規定にかかわらず、知事に徴収の引継ぎをしなければならない。

第三十九条の二第一項及び第三十九条の三の二第一項中「（第六条第一項ただし書に規定する法人等の道民税に係るものを除く。）」を削る。

第三十九条の五第一項中「（第六条第一項ただし書に規定する法人等の道民税の均等割を除く。）」を削り、同条第二項中「（第六条第一項ただし書に規定する法人等の道民税に係るものにあつては、知事）」を削り、同条第三項中「知事又は」を削る。

第四十一条の二第一項及び第四十一条の四第一項中「（第六条第一項ただし書に規定する法人の事業税に係るものを除く。）」を削る。

第四十二条第一項中「（他の都府県に主たる事務所又は事業所を設けて事業を行なう個人（支庁納付等承認者を除く。）に係る法第七十二条の五十四第一項に規定する事業税を除く。）」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「（他の都府県に主たる事務所又は事業所を設けて事業を行なう個人（支庁納付等承認者を除く。）に係る法第七十二条の五十四第一項に規定する事業税に係るものにあつては、知事）」を削り、同条第四項中「知事又は」を削り、「うえ」を「上」に改める。

第六十八条第二項及び第六十九条第二項中「若しくは道税事務所の長又は知事」を「又は道税事務所の長」に改める。

附則第二十三項を次のように改める。

23 条例附則第八条の三に規定する当該年度の自動車税の賦課期日において地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるものは、当該年度の自動車税の賦課期日において、国又は道が地方バス路線維持のため交付する補助金に係るバス路線で、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十以上百五十以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したもの（以下この項において「生活路線」という。）の運行の用に供される一般乗合用のバスとし、当該年度の前年度において国又は道の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下この項において「地方乗合バス事業者」という。）の当該年度の前年度の補助の対象となつた期間において生活路線の運行の用に供された一般乗合用のバスの数に、当該地方乗合バス事業者の当該年度の前年度の補助の対象となつた期間の日数を三百六十五（当該年度の前年度の補助の対象となつた

期間が閏年の前年の十月一日から閏年の九月三十日までである場合は、三百六十六以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た数（当該得た数に「未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。」）と、当該地方乗合バス事業者が当該年度の自動車税の賦課期日において所有する一般乗合用のバスの総数に、当該地方乗合バス事業者の当該年度の前年度の補助の対象となつた期間における生活路線に係る走行キロ数を当該地方乗合バス事業者の同期間における全路線に係る走行キロ数で除して得た数を乗じて得た数に、当該年度の前年度の補助の対象となつた期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た数（当該得た数に「未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。」）のいずれか小さい方の数に達するまで、当該地方乗合バス事業者が当該年度の自動車税の賦課期日において所有する一般乗合用のバスごとに、当該地方乗合バス事業者の当該年度の四月一日から同月七日までの期間における生活路線に係る走行キロ数を当該地方乗合バス事業者の同期間における全路線の走行キロ数で除して得た割合（当該得た割合に〇・〇パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。）の高いものから順次支庁長が指定したものとす。

附則第二十五項を次のように改める。

25 条例附則第八条の三第二項の申請書は、附則別記第四号様式によるものとする。

附則第三十二項中「条例附則第九条の二」を「条例附則第九条の二の二」に、「乗用自動車」を「乗用自動車」に改め、同項を附則第三十六項とし、附則第三十一項中「条例附則第九条の二」を「条例附則第九条の二の二」に改め、同項第三号中「エネルギー消費効率」の下に「（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）」を加え、同項を附則第三十五項とし、附則第二十八項から附則第三十項までを四項ずつ繰り下げ、附則第二十七項中「条例附則第九条の二」を「条例附則第九条の二の二」に改め、同項を附則第三十一項とし、附則第二十六項の次に次の四項を加える。

27 条例附則第九条の二に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるものは、道が地方バス路線維持のため交付する車両購入費補助金を受けて取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十以上百五十以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。

28 条例附則第九条の二の規定による自動車取得税の減免の決定は、支庁長が行うものとする。

29 条例附則第九条の二第二項の申請書は、附則別記第五号様式によるものとする。

30 支庁長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

陸運支局長が発行する「自動車税減免対象バス車両の認定に係る証明書」

附則別記第4号様式 (附則第23項関係)

(表)

自動車税減免申請書

納税者	住所 (所在地)	(電話番号)						
	氏名 (名称)	-						
経常損益の状況	経常収益	①	経常費用	②	経常損益	① - ②		
	円	円	円	円	円	円		
減免を受けようとするバスの数	一般乗合用バスの所有総数	③				台		
	生活路線に係る走行キロ数	④				km		
	全路線に係る走行キロ数	⑤				km		
	補助対象期間 (. . . .) の日数	⑥				日		
減免を受けようとするバスの数	減免を受けようとするバスの数③× $\frac{④}{⑤} \times \frac{⑥}{365}$	⑦				台		
減免を受けようとする自動車税	登録年月日	登録番号	乗車定員	4月1日から4月7日までの生活路線に係る走行キロ数⑧	生活路線に係る走行キロ数⑨	生活路線走行率⑧/⑨	主な定置場	税額
	人	km	km	%				円
	. .							
	. .							
上記のとおり、自動車税の減免を受けたいので、申請します。 (根拠法令 - 道税条例第 条)	年 月 日							

住所 (所在地) 申請者 氏名 (名称) ⑪
北海道 支庁長 様

注意 この申請書を提出する際には、陸運支局長が発行する「自動車税減免対象バス車両の認定に係る証明書」その他参考となる資料を添付してください。

陸運支局長が発行する「自動車税減免対象バス車両の認定に係る証明書」

記載要領 (裏)

- ① 欄及び② 欄は、減免を受けようとする年度の前年度において生活交通路線維持費補助金及び準生活交通路線維持費補助金の対象となった期間 (以下「補助対象期間」という。) における一般乗合旅客自動車運送事業に係る経常収益及び経常費用をそれぞれ記載すること。
- ③ 欄は、減免を受けようとする年度の4月1日現在において所有する一般乗合用のバスの総数を記載すること。
- ④ 欄及び⑤ 欄は、補助対象期間における生活路線 (生活交通路線及び準生活交通路線をいう。) 及び全路線に係る走行キロ数をそれぞれ記載すること。
当該走行キロ数は、次の算式により算出した系統ごとの走行キロ数の合計キロ数とするものとする。
$$\text{系統ごとの走行キロ数} = \frac{\text{系統別免許} \times \text{当該系統の1日当り運行回数} \times \text{補助対象期間} \times 2}{\text{当該系統の1日当り運行回数} \times \text{おける運行日数}}$$
- ⑥ 欄は、補助対象期間の日数を記載すること。
- ⑦ 欄に1未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
補助対象期間が¹⁹⁹⁶閏年の前年の10月1日から¹⁹⁹⁶閏年の9月30日までの間である場合においては、⑦の「減免を受けようとするバスの数」の欄中「365」とあるのは「366」と読み替えるものとする。
- ⑧ 「減免を受けようとする自動車税」の欄については、⑧ 欄及び⑨ 欄は、各車両ごとに、自動車税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間における生活路線及び全路線に係る走行キロ数を、旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和31年運輸省令第44号) 第25条の乗務記録に基づき、それぞれ記載し、⑩の生活路線走行率の高いものから順次⑦の減免を受けようとするバスの数までのバスについて記載すること。
この場合、⑩ 欄に0.01パーセント未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

陸運支局長が発行する「自動車税減免対象バス車両の認定に係る証明書」

二十三項及び附則第二十五項の改正規定、附則別記第四号様式並びに別記第六号様式の三、別記第七号様式の二、別記第十四号様式その二、同様式その三、同様式その四、同様式その十及び同様式その十一、別記第四十八号様式の二、別記第四十八号様式の二の二、別記第四十九号様式その一及び同様式その二、別記第四十九号様式の二その一及び同様式その二、別記第四十九号様式の三、別記第四十九号様式の四並びに別記第四十九号様式の五その一、同様式その二及び同様式その三の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）附則第二十三項の規定の適用については、平成十四年度分の自動車税に限り、同項中「三百六十五（当該年度の前年度の補助の対象となつた期間が閏年の前年の十月一日から閏年の九月三十日までの間である場合は、三百六十六。以下この項において同じ。）」とあるのは「百八十三」と、「三百六十五」とあるのは「百八十三」とし、附則別記第四号様式の裏5の事項中「^{（表）}減免対象期間が閏年の前年の10月1日から^{（表）}9月30日までである場合は、⑦の「減免を授けようとするバスの数」の欄に「365」とあるのは「366」とあるのを、「平成十四年度分の自動車税の減免申請に当たっては、⑦の「減免を授けようとするバスの数」の欄に「365」とあるのは「183」とあるのを「365」と改める。

3 北海道核燃料税条例施行規則（平成十年北海道規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「道固定資産税」とあるのは「道固定資産税、核燃料税」を「及び道固定資産税」とあるのは「、道固定資産税及び核燃料税」に改める。

4 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則（平成十三年北海道規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二項を附則第三十三項とし、附則第二十七項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十六項の次に一項を加える改正規定及び附則第一項ただし書中「附則第三十二項を附則第三十三項とし、附則第二十七項から第三十一項まで」を「附則第三十六項を附則第三十七項とし、附則第二十七項から第三十五項まで」に改める。

5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道規則第二十一号

北海道知事 堀 達 也

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和六十年北海道規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第二十二号

北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（北海道立道民活動センター条例施行規則の一部改正）

第一条 北海道立道民活動センター条例施行規則（平成三年北海道規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「北海道立ウタリ総合センター」を「北海道立アイヌ総合センター」に改める。

第二条 北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部改正）

九十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則

第一条中「北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例」を「北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例」に改める。

別記第一号様式中「^{（表）}を削り、^{（表）}を「^{（表）}」に改める。

別記第二号様式中「^{（表）}を削り、^{（表）}を「^{（表）}」に改める。

別記第三号様式から別記第六号様式の規定中「^{（表）}を削り、^{（表）}を「^{（表）}」に改める。

別記第七号様式中「^{（表）}を削り、^{（表）}を「^{（表）}」に改める。

資料貸与承認申請書」に「ウタリ総合センター資料の」を「アヌ総合センター資料の」に、「北海道立ウタリ総合センター条例施行規則」を「北海道立アヌ総合センター条例施行規則」に改める。

別記第六号様式中「ウタリ総合センター蔵書蔵氏承認書」を「アヌ総合センター蔵書蔵氏承認書」に、「ウタリ総合センター蔵書の」を「アヌ総合センター蔵書の」に改める。

附則

- この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第二十三号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第一条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和三十七年北海道規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出しを「(助産師特定施設)」に改める。

第二条の三の見出しを「(看護師特定施設)」に改める。

(北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則(昭和四十六年北海道規則第一百十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則

第一条中「北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例」を「北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例」に改める。

別記様式中「平成」を削り、「北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例」を「北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例」に、「北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則」を「北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第二十四号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第一条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和三十七年北海道規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項を次のように改める。

2 前項の専門課程には、次の学科を置く。

一 地域看護学科

二 助産学科

三 看護学科

四 歯科衛生学科

五 臨床検査学科

第二条中「各科」を「各学科」に、「保健婦科」を「地域看護学科」に、「助産婦科」を「助産学科」に、「看護婦科」を「看護学科」に、「歯科衛生士科」を「歯科衛生学科」に、「臨床検査技師科」を「臨床検査学科」に改める。

第四条中「各科」を「各学科」に改める。

第四条の二第一号ただし書中「看護婦科教育課程」を「看護学科教育課程」に改める。

第五条中「掲げる科」を「掲げる学科」に、「保健婦科」を「地域看護学科」に、「助産婦科」を「助産学科」に、「看護婦科」を「看護学科」に、「歯科衛生士科」を「歯科衛生学科」に、「臨床検査技師科」を「臨床検査学科」に改める。

第六条第二項中「保健婦科及び助産婦科」を「地域看護学科及び助産学科」に、「歯科衛生士科及び臨床検査技師科」を「歯科衛生学科及び臨床検査学科」に、「看護婦科」を「看護学科」に改める。

平成十四年三月二十九日 金曜日

二一

第二十条第二項中「看護婦科、歯科衛生士科又は臨床検査技師科」を「看護学科、歯科衛生学科及び臨床検査学科」に改める。

第二十六条第一項中「保健婦科、助産婦科及び看護婦科」を「地域看護学科、助産学科及び看護学科」に改め、同条第二項中「保健婦科」を「地域看護学科」に改める。

附則第五項中「歯科衛生士科」を「歯科衛生学科」に改め、附則第六項中「保健婦科、助産婦科、看護婦科及び臨床検査技師科」を「地域看護学科、助産学科、看護学科及び臨床検査学科」に改める。

別表その一中「看護婦科教育課程」を「地域看護学科教育課程」に改め、同表その二中「助産婦科教育課程」を「助産学科教育課程」に改め、同表その三中「看護婦科教育課程」を「看護学科教育課程」に改め、同表その四中「歯科衛生士科教育課程」を「看護婦科」を「看護学科」に改め、同表その五中「臨床検査技師科教育課程」を「臨床検査学科」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「科」を「学科」に改める。
別記第三号様式その一中「保健婦科及び助産婦科」を「地域看護学科及び助産学科」に「科」を「学科」に改め、同様式その二中「看護婦科、歯科衛生士科及び臨床検査技師科」を「看護婦科、歯科衛生士科及び臨床検査学科」に「科」を「学科」に改める。

(北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第二条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和三十七年北海道規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式その一中「平成」を削り「保健婦科」を「地域看護学科」に、「助産婦科」を「助産学科」に、「看護婦科」を「看護学科」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第二百五号

北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則

(北海道立網走高等看護学院学則の一部改正)

第一条 北海道立網走高等看護学院学則(昭和四十五年北海道規則第四百十二号)の一部を

次のように改正する。

第一条の二第二項中「看護婦科」を「看護学科」に改める。

別記第三号様式中「歯科衛生士科」を「歯科衛生士科」に改める。

(北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正)

第二条 北海道立旭川高等看護学院学則(昭和四十七年北海道規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項を次のように改める。

2 前項の専門課程には、次の学科を置く。

一 地域看護学科

二 助産学科

三 看護学科

第一条第二項中「各科」を「各学科」に、「保健婦科」を「地域看護学科」に、「助産婦科」を「助産学科」に、「看護婦科」を「看護学科」に改める。

第六条各号列記以外の部分中「科」を「学科」に改め、同条第一号中「保健婦科」を「地域看護学科」に改め、同条第二号中「助産婦科」を「助産学科」に改め、同条第三号中「看護婦科」を「看護学科」に改める。

第七条第二項中「保健婦科及び助産婦科」を「地域看護学科及び助産学科」に、「看護婦科」を「看護学科」に改める。

第十九条第三項中「看護婦科」を「看護学科」に改める。

第二十一条第二号及び第三号中「保健婦科及び助産婦科」を「地域看護学科及び助産学科」に、「看護婦科」を「看護学科」に改める。

別表その一中「保健婦科教育課程」を「地域看護学科教育課程」に改め、同表その二中「助産婦科教育課程」を「助産学科教育課程」に改め、同表その三中「看護婦科教育課程」を「看護学科教育課程」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「科」を「学科」に改める。

別記第三号様式その一中「保健婦科及び助産婦科」を「地域看護学科及び助産学科」に「科」を「学科」に改め、同様式その二中「看護婦科」を「看護学科」に改める。

(北海道立釧路高等看護学院学則の一部改正)

第三条 北海道立釧路高等看護学院学則(昭和四十七年北海道規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「看護婦科」を「看護学科」に改める。

別記第三号様式中「歯科衛生士科」を「歯科衛生士科」に改める。

(北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正)

第四条 北海道立紋別高等看護学院学則(昭和四十八年北海道規則第九号)の一部を次の

ように改正する。

第一条の二第二項中「看護婦科」を「看護学科」に改める。
別記第三号様式中「~~看護婦科~~」を「~~看護学科~~」に改める。

(北海道立江差高等看護学院学則の一部改正)

第五条 北海道立江差高等看護学院学則(平成十年北海道規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「看護婦科」を「看護学科」に改める。

別記第三号様式中「~~看護婦科~~」を「~~看護学科~~」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第二十六号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則(昭和四十四年北海道規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一札幌高等技術専門学院の項中

OA事務科	一年	ブロック建築科	一年	四十人
				三十人

を

		エクステリア技術科	一年	四十人
--	--	-----------	----	-----

に、

販売管理科	一年			三十人
-------	----	--	--	-----

を

販売システム科	二年			二十人
---------	----	--	--	-----

に改め、同

表滝川高等技術専門学院の項中「四十人」を「三十人」に、

エクステリア技術科	一年	エクステリア技術科	一年	三十人
-----------	----	-----------	----	-----

を

表網走高等技術専門学院の項中

		エクステリア技術科	一年	二十人
--	--	-----------	----	-----

に改め、同

土木施工管理科	一年			三十人
---------	----	--	--	-----

を

土木施工管理科	一年			二十人
---------	----	--	--	-----

に改め、同

表苫小牧高等技術専門学院の項中

金属加工科	一年			三十人
-------	----	--	--	-----

を

金属加工科	一年			二十人
-------	----	--	--	-----

に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第二十七号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則(昭和二十六年北海道規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「条例第十五条に規定する北海道屋外広告物審議会」を「北海道美しい景観のくにづくり条例(平成十三年北海道条例第五十七号)第二十一条に規定する北海道美しい景観のくにづくり審議会」に改める。

第八条の二第二項第二号を次のように改める。

二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項に規定する技能検定のうち、広告美術仕上げの一級に係るものに合格した者

第十四条の九第一項中「の一」を「のいずれか」に改め、同項第四号中「(昭和四十四年法律第六十四号)」を削り、「帆布製品製造取付け」を「帆布製品製造」に改める。

別記第一号様式から別記第四号様式までの注中「~~窓ガラス貼付~~」を「~~窓ガラス貼付~~」に改める。

別記第十六号様式中「**仕所**」を削り、「**寒冷地耐凍融試験**」を「**寒冷地耐凍融**」に改める。

附 則

- この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に職業能力開発法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第百九十二号）附則第二条の規定により一級広告美術技能士と称することができる者は、この規則による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則第八条の二第二項第二号に掲げる者とみなす。

北海道立寒地住宅都市研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第二十八号

北海道立寒地住宅都市研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立寒地住宅都市研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則（昭和三十七年北海道規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「北海道立寒地住宅都市研究所」を「北海道立北方建築総合研究所」に改める。

第一条中「北海道立寒地住宅都市研究所」を「北海道立北方建築総合研究所」に、「願い出なければ」を「申し込まなければ」に改める。

第二条第一項及び第三条中「住宅若しくは都市の計画若しくは整備又は建築技術に関する」を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（性能評価の申請の手続）

第三条の二 研究所に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の二十六第三項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価を申請する手続に関し必要な事項は、知事が定める。

第四条中「第一条の規定による願出又は前二条」を「第一条から第三条まで」に改める。

第七条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条第二項中「成績書」の下に「又は性能評価書」を加える。

第八条第一項中「北海道立寒地住宅都市研究所条例」を「北海道立北方建築総合研究所条例」に改める。

第九条第二項中「前条第二項」を「条例第五条第二項」に、「別表第二の1から5までの項」を「同項第一号から第五号まで及び第九号」に改め、「その他のものは」の下に「納入

通知書により」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第8条関係）

使 用 料

種 別	項 目	使 用 料 の 額
1 実験室	(1) 室内環境シミュレータ室 イ 計測制御なし ロ 計測制御あり	1室1日ごと 28,100円 37,600円
	(2) 外部環境シミュレータ室 イ 温度制御なし ロ 温度制御あり	同 18,500円 29,800円 13,000円 4,200円
	(3) 恒温恒湿室	同 10,200円
	(4) 低温室	同 1,700円
	(5) 防音実験室	同
	(6) インキュベーター室	同
	(7) その他の実験室	1,700円以上37,600円以下の範囲内で研究所長の定める額
2 機械器具	(1) 開口部断熱・防露性能試験装置	1種1日ごと 21,100円
	(2) 開口部気密・水密性能試験装置	同 21,900円
	(3) 湿気性能試験装置	同 14,300円
	(4) 熱抵抗試験装置	同 9,800円
	(5) 化学物質試験装置	同 7,100円
	(6) 風洞装置	同 71,600円
	(7) 複合劣化試験装置	同 33,900円
	(8) プラスター圧縮試験機 (処理能力5,000キロニュートン)	同 13,300円
	(9) プラスター圧縮試験機 (処理能力2,000キロニュートン)	同 18,600円
	(10) プラスター圧縮試験機 (処理能力1,000キロニュートン)	同 15,300円
	(11) プラスター圧縮試験機 (処理能力200キロニュートン)	同 8,400円
	(12) 大型鋼製反力フレーム	同 12,100円
	(13) 木造耐力壁加力フレーム	同 7,300円
	(14) 建築部材水平加力装置	同 11,100円

(15)	大型振動台	同	112,500円
(16)	小型振動台	同	9,000円
(17)	暴露台	同	520円
(18)	その他の機械器具	同	520円以下
			上112,500円以下の範囲内で研究所長の定める額

別表第2（第2条、第8条関係）

手 数 料

種 目	項 目	提出物 件 量	手 数	料 の 額
1 強度又は耐久に関する試験	(1) コンクリートに関する試験 イ 水中凍結融解試験（50サイクル） ロ 気中凍結水中融解試験（50サイクル） ハ コンクリートコアの圧縮強度試験（キャップングを施したもの） ニ コンクリートコアの中性化試験	1種類3個 同 同 同	1件ごとに 同 同 同	40,800円 54,500円 14,300円 31,000円
	(2) 建築用アロックに関する試験 イ 圧縮強度の測定 ロ 吸水率の測定 ハ 透水試験	1種類5個 同 同 同	1件ごとに 同 同 同	17,600円 13,000円 21,200円
	(3) 建築用外壁材料に関する試験 イ 水中凍結水中融解試験（50サイクル） ロ 気中凍結水中融解試験（50サイクル） ハ 気中凍結気中融解試験（50サイクル） ニ 片面気中凍結水中融解試験（50サイクル） ホ ボード類の曲げ強度試験（建築用外壁材料の強度試験）	1種類5個 同 1種類10個 1種類5個 1種類5枚 同	1件ごとに 同 同 同 同	33,400円 53,500円 50,900円 53,500円 16,700円
	(4) 建築構造に関する試験 木造耐力壁のせん断試験	1 体	1件ごとに	54,600円

(5) その他の試験	イ 吸水試験 ロ 伸縮率試験 ハ 接着力試験 ニ 衝撃試験 ホ 石材の圧縮試験 ヘ レンガの圧縮試験 ト 退色試験 チ 露点試験 リ 硬化したセメントミルクの圧縮強度試験 ヌ モルタルの強度試験 ル その他の試験	1件ごとに 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	35,800円 38,600円 20,100円 17,000円 16,200円 8,800円 64,400円 21,800円 13,100円 16,800円 4,000円以下 上316,900円以下の範囲内で研究所長の定める額
	2 耐火又は防火に関する試験 (1) 不燃性試験 (2) 発熱性試験 (3) その他の試験	1種類3個 同	1件ごとに 同 同 上1,324,700円以下の範囲内で研究所長の定める額
	3 熱又は湿気に関する試験 (1) 熱抵抗の測定試験 (2) 暖房用放熱器の性能試験 (3) 開口部材の断熱性能試験 (4) 開口部の防露性能試験 (5) その他の試験	1 体 同 同 同	1件ごとに 93,100円 46,700円 217,900円 244,500円 同 上361,300円以下の範囲内で研究所長の定める額
	4 動風圧に関する試験 (1) 開口部の気密性能試験 (2) 開口部の水密性能試験	1 体 同	1件ごとに 103,100円 94,600円

	(3) 開口部の耐風圧性能試験 (4) 壁及び屋根の水密性能試験 (5) その他の試験	同 同	同 同 同 31,100円以上235,400円以下の範囲内で研究所長の定める額
5 音響に関する試験	(1) 音響レベル測定 (2) 音響透過損失試験 (3) その他の試験	1 同	1 件ごとに101,100円 同 140,300円 同 101,100円以上140,300円以下の範囲内で研究所長の定める額
6 1 から5までに該当しない試験	試験に要する材料費、役務費等の実費（研究所長の認定する額とする。）の合計額		
7 調査又は指導	調査又は指導に要する材料費、役務費等の実費（研究所長の認定する額とする。）の合計額		

函館県庁事務官「設備使用願」や「設備使用申込書」は「北海道立寒地住宅都市研究所長」や「北海道立北方建築総合研究所長」に「使用したいので許可してください」や「の使用を申し込みます」は「申請」や「申込み」である。

函館県庁事務官「北海道立寒地住宅都市研究所長」や「北海道立北方建築総合研究所長」である。

「（住宅）（都市）（計画）（整備）」に関する指導依頼書を「指導依頼書」とし「北海道立寒地住宅都市研究所長」や「北海道立北方建築総合研究所長」に送る。

函館県庁事務官「成績書贈本交付申込書」は「成績書等贈本交付申込書」は「北海道立寒地住宅都市研究所長」や「北海道立北方建築総合研究所長」に「成績書の」や「成績書等の」である。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立寒地住宅都市研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においてはこの規則による改正後の北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道職業能力開発審議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第二十九号

北海道職業能力開発審議会条例施行規則を廃止する規則
北海道職業能力開発審議会条例施行規則（昭和三十四年北海道規則第四百十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道水産業振興審議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第三十号

北海道水産業振興審議会条例施行規則を廃止する規則
北海道水産業振興審議会条例施行規則（昭和五十六年北海道規則第二十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道林業振興審議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第三十一号

北海道林業振興審議会条例施行規則を廃止する規則
北海道林業振興審議会条例施行規則（昭和五十六年北海道規則第二十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道漁業及び水産加工業経営安定条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第三十一号

北海道漁業及び水産加工業経営安定条例施行規則を廃止する規則

北海道漁業及び水産加工業経営安定条例施行規則（昭和六十一年北海道規則第八十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道屋外広告物審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第三十二号

北海道屋外広告物審議会規則を廃止する規則

北海道屋外広告物審議会規則（昭和二十六年北海道規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

訓

令

北海道訓令第6号

本 出 先 機 関

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年3月29日

北海道知事 堀 達 也

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

3 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「条例」という。）第3条第3号の規定による申出を行おうとする職員は、第1項の請求を行う際に、育児休業承認請求書に育児休業計画書（別記第2号様式。次項において「計画書」という。）を添付しなければならない。

4 前項の申出を行った職員は、計画書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その

旨を計画書により所属長を経由して知事に届け出なければならない。
第3条中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。
第4条第1項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。
第5条中「取り消されたとき」の次に「（条例第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）」を加える。

第6条第1項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第7条第1項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改める。

別記第1号様式注2の事項中「1歳」を「3歳」に改め、「生じた日」の次に「（^ウ請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間）を加える。

別記第4号様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次のように加える。

別記第2号様式（第2条関係）

育 児 休 業 計 画 書

年 月 日

北海道知事 様

所 属
職 名
氏 名

（職員番号）

北海道職員等の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定に基づき、再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

☐当 ☐初 ☐変 ☐更

1 育児休業の承認の請求に係る子

子	の	氏 名	生年月日	年 月 日生
---	---	-----	------	--------

2 請求者の育児休業計画

育 児 休 業 請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
-----------------	---------	---------

再度の育児休業請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
---------------	---------	---------

3 配偶者の養育計画

北 海 道 公 報

配偶者の氏名		
養育予定期間	年月日から	年月日まで
子を養育するために利用する制度等	☐ 育児休業 ☐ その他（ ☐ 育児休業以外の休業・休暇）	
4 備考		

- (注) 1 育児休業計画書は、育児休業承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間（3月以上の期間に限る。）を記入すること。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 5 該当する□にはし印を記入すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

道公安委員会規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成14年3月29日

北海道公安委員会規則第2号

北海道公安委員会委員長 潮田隆

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表

区 分		警 察 官				事務吏員 技術吏員 その他の 職 員	合 計	
		警 視	警 部	警部補及び 巡查部長	巡 査 計			
組織別	北海道警察本部	165	228	1,217	458	2,068	559	2,627
	札幌市警察部	(2)	(1)	(3)		(6)	(3)	(9)
	北海道警察学校	11	16	34	200	261	41	302
	札幌方面警察署	90	175	1,987	1,399	3,651	244	3,895
	計	266	419	3,238	2,057	5,980	844	6,824
	本 部	21	36	148	38	243	70	313
	警察署	17	38	363	208	626	53	679
	計	38	74	511	246	869	123	992
旭川方面	本 部	22	37	179	48	286	76	362
	警察署	26	58	547	281	912	82	994
	計	48	95	726	329	1,198	158	1,356
釧路方面	本 部	25	45	181	52	303	76	379
	警察署	18	47	480	285	830	71	901
	計	43	92	661	337	1,133	147	1,280
北見方面	本 部	18	32	95	21	166	57	223
	警察署	15	29	243	116	403	34	437
	計	33	61	338	137	569	91	660
合	計	428	741	5,474	3,106	9,749	1,363	11,112

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。